



動労千葉

83. 12. 6
No. 1510

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七二二七二〇七

当然だ、3項8号の適用は、 入浴闘争被処分者の

動力車新聞 号外(3) のおどろくべき主張

関心労働者を攻撃する動労「本部」革マルを「掃」せん

△△△△△
動労「本部」革マルは「昇給協定」で「片仕切り」をしたものの、「鉄労・全施労・動労」だけは年内支給が破産し、その反労働者性が日々明らかになるにつれ、ヒステリックな反国労・動労千葉キャンペーンを展開しています。
△△△△△

革マル一流の論理のスリカエ

動労「本部」革マルは「動力車新聞号外」を乱発し、「昇給未実施の原因は、組合員に事の本質を隠蔽し」支給延滞運動を一部組合員に展開させている国労にある」として国労攻撃を激める一方、「千葉地本情報」を動労千葉の全組合員に送りつけ、組織切り崩しを図ろうとしています。われわれは、動労「本部」革マルの反労働者性を弾劾することはもちろん、とりわけ「動力車新聞号外その3」の断じて許せぬ言辞について、すべての国鉄労働者に明らかにするものです。次の文章を読んでください。

をすすめてきた。三項八号について「執務態度、技能、協調性」など付加されているが、このことには「単なる例示であり考え方は従来と同じ」との認識をおこない、それらを保障するために交渉記録抜きのなかに三項八号および四項について「客観的な実証にもとづく」との表現によって管理者の一方的な恣意的判断を許さないとの歯止めをかけた。さらに地方における取り組みのなかでこのことを保障させるための地方協議問題について「地方において説明し、労使双方理解を深めるよう努力する」と明らかにさせ、地方協議の場を内容において実現させたというわけだ。このことになんらふられない国労

当局提案そのまま「片仕切り」をした、動労「本部」革マルに対する国鉄労働者の怒りの声にいたたまれず、必死になって「そうではないんだ」「歯止めをしたんだ」と弁解しています。しかし、そのこと自体、「改悪案」のなかみが反動的なものであることを認めているのです。すなわち、3項8号適用について「執務態度、技能、協調性」が「単なる例示であり考え方は従来と同じ」というならば、なぜ「協定」に加える必要があるのでしょうか。「執務態度が悪く、技能が未熟で、協調性のない」労働者に、3項8号を適用するために付け加えたこと位、小学生にもわかる道理ではありませんか。

3項8号の適用を明確化した「協定」

そのうえで、3項8号の適用にあたって、「客観的な実証にもとづき……管理者の一方的な恣意的判断を許さない確認をした」というにいたってはもはや論外です。労働組合から3項8号は「客観的な実証にもとづいてやれ」と要求しているのであり、従ってワッペン着用、突発休、事故を起こしたなどの客観的な実証があれば、3項8号適用は当然という反動的代物なのです。そして、地方協議問題については、単なる「説明」を受けるだけのものでもあり、そもそも当局と動労「本部」革マルが「客観的な実証にもとづいてやる」以上、まさに「説明」を受けるだけで十分なわけです。

当局の飼いだを叩き出せ

次の文章を決して怒りなしには読むことができません。
の問題だということだ。まして、かの「入浴闘争」で処分を受けた者の三項八号問題などを持ち出すことは正気では考えられないことだ。さらに、支配する側が目を剥いている労働処分に関する回復昇給について「善処を求めるといっては、なにを言わんや」ということである。このことを動労は指摘している

動労「本部」革マルは、中曾根・国鉄当局の国鉄労働運動圧殺にむけた既得権剥奪攻撃である、時間内入浴規制に実力決起し、不当処分された労働者が3項8号を適用されるのは当然だ、と主張しているのです。さらに、労働運動で処分された労働者の回復昇給など、もつてのほかと言いつつ切っているのです。すべての国鉄労働者のみなさん。これ程の反労働者の言辞をぬけぬけというまでに腐敗し、当局の飼いだになり下った動労「本部」革マルを、「おぼれる犬は叩け」のことわざ通り、すべての職場から一刻も早く叩き出そうではありませんか。